

静岡県山岡昂三家旧蔵資料

——拙稿「鈴木音高小伝」の補訂をかねて——

寺崎修

静岡県を代表する自由民権家であり、静岡事件（明治十九年六月発覚）の中心人物として著名な山岡（鈴木）音高については、かつて私が「鈴木音高小伝」と題する拙稿において、その生涯の素描を試みたことがある⁽¹⁾。しかし、山岡家の人々のほとんど全てが、米国シアトル市に移住してしまったという事情も⁽²⁾あって、拙稿執筆時における私の遺族探索調査は、その手がかりすら全くつかめない結果に終り、同稿は、その当時私が蒐集しえた断片的資料をつづりあわせた上に、多くの推論を重ねたものとならざるをえなかった。資料上の欠乏は、同稿執筆時に、私⁽³⁾がもっとも悩まされたところであり、それは、文字通り

静岡県山岡昂三家旧蔵資料（寺崎）

の「小伝」とならざるをえなかったのである。

ところで、最近（昭和五十九年二月）、私は、ふとしたことから音高の姪（音高の実兄山岡昂三の次女）にあたる藤安秀代女史が川崎市でご健在であることをつきとめ、同女史にお目にかかるとともに、同女史が丁寧⁽⁴⁾に保管されていた山岡昂三家旧蔵資料を詳細に閲覧する機会をえた。現在、同女史が所蔵されている山岡昂三家旧蔵資料は、音高の生家である山岡家に代々引き継がれてきたものであり（大正十三年六月十一日、山岡昂三没後は、藤安秀代氏に引き継がれた）、それは、相当量の写真類⁽⁵⁾、草稿類、記録類、メモ類、書簡類などから成り立っている。

(4)

同資料中には、前掲拙稿で私がおこなった推測を裏づける資料もあるが、しかし他方、これを完全に否認する資料もあってそこには山岡音高研究をすすめる上で、欠くべからざる貴重資料が数多く含まれているといつてよい。ここに、前掲拙稿の補訂をかね、右の資料中の貴重資料を、新資料として覆刻・紹介する所以である。

次に、各文書について、簡単な解題を附しておきたい。なお、各文書の番号ならびに標題は、私が適宜附したものであり、原文のものではない。

一 山岡景連関係辞令

音高の父景連が、明治六年八月二十七日、浜松県権少属に任じられたときの辞令、さらに同七年二月二十七日、「免本官」となったときの辞令等合計五通である。山岡景連については、旧幕臣で松前藩に出仕していたこと、徳川家の没落とともに静岡に転じたこと以外、ほとんど不明であったが、これらの資料によって、かれは、維新後の一時期、浜松県に出仕していたことが判明する。

二 山岡家家族書

これは、山岡景連夫妻とその子供達の氏名等を記した記録であるが、そこに記されている各人の年齢よりみて、それが作成された年代は明治五年頃ではないかと推測できる。もしもこの推測に誤りがないとすると、それは、その書式等よりみて、あるいは壬申戸籍の写しであるかもしれない。

かつて私は、拙稿「鈴木音高小伝」において、景連夫妻の子供は、「昂三」(長男)、「はま」(長女)、「音高」(次男)の三名と推定したが、本資料により、実際には、「元太郎」(昂三の幼名)⁽⁶⁾、「音次郎」(高音の幼名)、「忠三郎」(三男)、「末満」(はまは誤り)、「香」、「収」の六名であったことが判明する。

三 鈴木音次郎(山岡音高)に対する浜松県の 家督相続承認書

音高が静岡県豊田郡中泉村(現在は、磐田市中泉町)の鈴木婦作家の養子になったことについては、かつて私が磐田市の除籍謄本を用いて詳細に述べたことがあるが、音高が鈴木家の家督を相続した年月日については、その記載が洩れており、不明とせざるをえなかった。しかし、本資料により、それは、明治五年五月四日であったことが判明する。

四 山岡忠三郎養子願および養父遠井安四郎帰嫡願

三男忠三郎が、山名郡湊村の遠井安四郎の養子となり「遠井忠三郎」を名乗ることになった事情を示す資料、さらに養父遠井安四郎が明治七年四月、東京浅草の遠井武茂方に帰嫡することになったことを示す資料である。本資料により、音高の弟忠三郎が遠井安四郎の養子となったのは、明治七年二月のことであったこと、また忠三郎は、明治七年四月、養父遠井安四郎が東京浅草の遠井家に帰嫡したことにより、遠井安四郎家の家督を相続することになったこと、等々が判明する。

なお、藤安秀代女史のご教示によれば、この忠三郎の養子縁組は、兵役のがれの、いわゆる兵隊養子であったという。

五 家禄還納願

明治六年十二月二十七日に定められた家禄・賞典禄還納の制により、「家禄拾石八斗」の還納を申し出る山岡景連の「願書」と「家禄五石四斗」の還納を申し出る遠井忠三郎の「願書」である。しかし、音高の「願書」は、残念ながらみあたらない。

六 土地家屋売買証書

静岡県山岡昂三家旧蔵資料(寺崎)

山岡昂三が静岡市三番町三六番地に転居する際に購入した土地家屋の売買証書である。これにより山岡家の住居が沼津町一七八番地から静岡市三番町三六番地へ移ったのは、明治三十三年五月二十三日頃と推定できる。

いま、山岡家系図、同家族書、清水市除籍簿、静岡市除籍簿、そしてこの土地売買証書などによって、山岡家の住居の変遷を整理するならば、次のごとくなる。

- (1) 拝領屋敷四谷内藤宿新屋敷六軒町
小石川大塚町 (弘化四年当時)⁽⁸⁾
- (2) 北海道松前藩 (転入年月日不明)⁽⁹⁾
- (3) 浜松県豊田郡中泉村一四六 (転入年月日不明)⁽¹⁰⁾
- (4) 静岡県庵原郡辻村一五一 (転入年月日不明)⁽¹¹⁾
- (5) 静岡県沼津市城内一七八 (明治二十六年六月十九日転入)⁽¹²⁾
- (6) 静岡県静岡市三番町三六 (明治三十三年五月二十三日頃転入)⁽¹³⁾
- (7) 静岡県静岡市鷹匠町三丁目二一 (転入年月日不明)⁽¹⁴⁾

七 米国移民事件予審決定書に対する山岡昂三

卑見書

いわゆる米国移民事件裁判⁽¹⁵⁾において、山岡昂三ら十二名の有罪を認定した予審決定書(明治三十三年十二月二十八日)に対し、山岡が全面的に反駁した文書である。同文書は、静岡監獄

在監人用紙(一〇行野紙)五枚から成り立ち、かれが静岡監獄拘留中に執筆したものであることが明白である。米国移民事件関係書類のほとんどが戦災によって焼失した現在、本資料は、まことに貴重である。

八 山岡昂三婚姻届

明治三十八年九月二十二日、山岡昂三が、静岡市西草深町九〇番地の斉藤すゑ(明治十七年十月二十日生まれ)と婚姻した際、静岡市へ届け出た婚姻届の写しである。

九 山岡昂三履歴書

山岡昂三が晩年に書いた履歴書の草稿である。あまり詳しいものではないが、かれが静岡日報、岳南日報、不二新報、静岡新報、静岡公報などの諸新聞に絶えず関与していたことなど、二、三の興味深い事実が判明する。

十 日露戦役軍資献納につき、銀杯一個下賜

(山岡音高宛)

滞来中の音高が日露戦争の軍資として「五百五円余」を献納したことを証するとともに、音高に対し、「銀杯壹個」を「下賜」することを伝える賞勲局総裁名(大給恒)の証書である。

本資料により、音高が日露戦争に際し、日本政府に多額の寄附を行っていたという事実が判明する。

十一 静岡県政党史(抄)

山岡昂三が、その晩年(大正三年から同六年にかけて)に執筆した四〇〇〇字詰原稿用紙一九〇枚にのぼる草稿である。昂三は、これを公刊するつもりであったらしいが、⁽¹⁶⁾果たされないまま今日に至っている。その内容は、幕末から明治三十三年立憲政友会静岡県支部設立までの三十四年間に及び、その体系的な記述は、今日も価値を失っていない。この草稿の構成は、次の通りである。

▽自叙

▽第老章 維新前に於ける駿・豆・遠——封建制度末期の実況——

▽第貳章

維新後に於ける駿・豆・遠——封建制度廃止当時の実況——

▽第參章

廃藩置県当時の駿・豆・遠——置県当時の世態と民心——

▽第四章

置県以後に於ける駿・豆・遠——行政区画及び其の当局者——

▽第五章

静岡県に併合せられし駿・豆・遠——行政区画の改

正と民心の収攬——

▽第六章 中央の政変に対する駿・豆・遠——民撰議院設立建議の由来——

▽第七章 政党勃興時代の駿・豆・遠(上)——岳南自由党の起原と其の勢力——

▽第八章 政党勃興時代の駿・豆・遠(中)——政党撲滅策稍や成効せんとす——附 県下新聞社界の興廃及系統

▽第九章 政党勃興時代の駿・豆・遠(下)——大同団結と県下に於ける政況——

▽第十十章 衆議院議員撰挙と駿・豆・遠——各区候補者の運動と当撰者——

▽第十十一章 日清戦役時代の駿・豆・遠——東亞の大事件と第二の維新——

▽第十十二章 日清戦役平定後の駿・豆・遠——政争渦中に没頭したる地方の実況——

▽第十十三章 憲政党内閣の起因と駿・豆・遠——中央二大政党の結党と地方革新——

▽第十十四章 憲政党内閣の瓦解後の駿・豆・遠——県知事(ママ)の交代と県会議員の撰挙——

▽第十五章 立憲政友会勃興と駿・豆・遠——政友会静岡県支部の設立——

静岡県山岡昂三家旧蔵資料(寺崎)

▽結論

本草稿は、静岡県政治史の最初の体系書として貴重であり、⁽¹⁷⁾本来ならば、ここでその全文を紹介すべきであろう。しかし、紙幅の関係上、右のうち、前掲拙稿「鈴木音高小伝」に關係が深い部分、すなわち「第七章」の紹介のみにとどめざるをえないのは、はなはだ残念である。

(1) 手塚豊編著「近代日本史の新研究」II・昭和五十八年・五七頁以下。なお、原口清教授は、静岡事件の中心人物を湊省太郎とみる立場から、前掲・拙稿「鈴木音高小伝」を批判され、私見を「まったく根拠のない主張」とまで評されている(原口清「自由民権・静岡事件」・昭和五十九年二月・二四八頁—二五〇頁)。私は、原口教授の見解こそ、「まったく根拠のない主張」と考えているが、ここでその問題に言及することは、さしひかえたい。同教授の見解に対する反駁は、別稿において行う予定である。

(2) 音高は、明治三十一年、米国に渡り、大正十三年二月二十八日、シアトル市で死亡した。また山岡家本家の家督を相続した山岡健次とその家族も、大正十三年六月、同様に米国シアトル市に移住している(前掲・拙稿「鈴木音高小伝」・近代日本史の新研究II・一〇七頁)。

(3) 静岡事件関係者の山岡音高、湊省太郎、中野二郎三郎

らの民権家時代の写真のほか、渡米後の音高一家の写真、さらには、音高がシアトル市に設立した東洋貿易会社(The Oriental Trading Co.)の写真など、これまで全く紹介されなかった写真が数多く含まれている。

- (4) 静岡事件関係の資料は、残念ながらみあたらない。
- (5) 藤岡紫郎「歩みの跡」・昭和三十二年・三〇九頁。
- (6) 前掲・拙稿「鈴木音高小伝」・近代日本史の新研究Ⅱ・六〇頁。
- (7) 前掲・拙稿「鈴木音高小伝」・近代日本史の新研究Ⅱ・六〇頁―六一頁。
- (8) 「山岡家系図」(藤安秀代女史蔵)
- (9) 註5に同じ。なお、かつて私は、音高の出生地について、静岡県庵原郡辻村百五十一番地と推定したが(前掲・拙稿「鈴木音高小伝」・近代日本史の新研究Ⅱ・六〇頁)、藤安秀代女史のご教示によれば、「音高は、北海道で生まれたはず」であるという。確実な証拠はないが、山岡家の住居の変遷を考慮するならば、あるいはそのように理解した方が妥当かもしれない。
- (10) 「山岡家家族書」(藤安秀代女史蔵)
- (11)(12) 清水市除籍謄本。
- (13) 「土地売買証書」(藤安秀代女史蔵)
- (14) 静岡市除籍謄本。

(15) 米国移民事件については、前掲・拙稿「鈴木音高小伝」・近代日本史の新研究Ⅱ・九二頁―一〇二頁・参照。

(16) 藤安秀代女史談。

(17) 従来、「静岡県政治史の最初の体系書」は、大正十五年三月、静岡県警察部高等警察課によって発行された「静岡県政党史」(原口清「静岡県政党史」・昭和五十四年・一六四頁―一六五頁)とされてきた(原口清「静岡県政党史」・昭和五十四年・一六四頁―一六五頁)。しかし、本草稿(大正六年)の出現によって、本草稿こそ、「静岡県政治史の最初の体系書」と呼ばれるべきであろう。

一 山岡景連辞令

山岡景連

任浜松県権少属

浜松県権参事正七位 石黒務奉

明治六年八月二十七日

山岡権少属

第二大区長兼勤専務申付候事

明治六年八月二十七日

下等月給下賜候事

浜松県権少属 山岡景連

明治六年八月二十七日

浜松県

免本官

権少属 山岡景連

明治七年二月廿七日

浜松県

第二大区七小区長申付候事

山岡景連

明治七年二月廿七日

浜松県

二 山岡家家族書

遠江国豊田郡中泉村七百貳拾番屋敷居住

掛川勤番組之頭支庁世話役頭取

実父 故幕府代官吉田條太郎亡次男
養父 故幕府大番山岡藤四郎

静岡県山岡昂三家旧蔵資料(寺崎)

臨濟寺ニ葬

山岡精次郎七十三亡
辛未年三十九

同 故喜連川左馬頭医師
佐々木俊庵亡長女

妻 のぶ八十一亡
年四十

長男 山岡元太郎
年十六

次男 同 音次郎
年十

駿河国安東村臨濟寺ニ葬サル

三男 忠三郎四十四死亡
年十五

下総国小見川 寺ニ葬サル
(空欄)

長女 末満三十一死亡
年十四

北海道石狩国初寒ニ葬サル

次女 香三才ノ時
年一 収亡

氏神遠江国豊田郡中泉村国府八幡宮

寺東京赤坂三分坂下禅宗種徳寺

三 鈴木音次郎(山岡音高)に対する浜松県の

家督相続承認書

卅扶持五人口鈴木音次郎養父婦作家督無相違被下候事

壬申五月四日

浜松県

四 山岡忠三郎養子願および養父遠井安四郎帰

嫡願

養子願

当県貫屬土屬第二大区八小区居住
山名郡湊村□□

一家現米五石四斗

遠井安四郎

明治七年 十八年四ヶ月

右之者ヨリ私三男忠三郎儀養子□□申度比段奉願候以上

明治七年二月廿四日

兼大区長

権小属 山岡景連

林浜松 県令殿

聞届候事

明治七年二月廿七日 印

養父隠居婦嫡願

私養父隠居
東京寄留

遠井安四郎

明治七年四月 十八年六月

右安四郎儀活斗之見込御座候ニ付婦嫡奉願東京第五大区小五区
浅草北富坂町三拾壹番地内居住平民遠井武茂儀ハ安四郎伯父之
続ニモ御座候間右武茂方へ附籍為仕度依之此段奉願候以上

第二大区四小区中泉村百四十六番地居住当県貫屬土族
山岡景連方同居当県貫屬土族

明治七年四月

遠井忠三郎

林浜松 県令殿

前書之通相違無御座候以上

明治七年四月

第二大区小区戸長

岡山之福

同区长

青山宙平

聞届候事

明治七年四月十四日

五 家禄還納願

願書

家禄拾石八斗

当県貫屬土族

山岡景連

私儀今般士族卒家禄百石以下之者奉還奉願御得旨御採用相成
候旨御布告御規則拜誦朝恩之忝ヲ感佩涕泣仕候随而衆人座食之
責ヲ兎ト目標トモ相成申度速ニ家禄奉還奉願度候御採用被成下
召難有仕合奉存候依之此段奉願候以上

第二大区四小区四百四十六番居住兼大区長

明治七年二月十日

権少属 山岡景連 印

林 浜 松 県 令 殿

聞届候事

願 書

第二大区四小区豊田郡中泉村百四十六番地
居住山岡景連方同居

家禄五石四斗

遠 井 忠 三 郎

右先般御布告御規則之通奉還奉願度此段奉願候也

浜松県貫屬士族

明治七年四月十四日

遠 井 忠 三 郎 印

第三大区七小区長実父

後見 山 岡 景 連 印

林 浜 松 県 令 殿

前書之通相違無御座候以上

第二大区四小区戸長

明治七年四月

岡 山 之 福 印

副区長

山 田 総 三 郎 印

願意聞届候答送而資金可相渡事

明治七年七月十日 印

静岡県山岡昂三家旧藏資料(寺崎)

六 土地家屋売渡証書

静岡市三番町参拾六番地ノ卷

一市街宅地百貳拾八坪六夕

同番地ニ在ル建物

第壹号

一木造瓦葺平家老棟 建坪貳拾坪 疊建具造作付

第貳号

一木造瓦葺平家老棟 建坪九坪 疊建具造作付

第参号

一木造板葺平家老棟 建坪拾貳坪六合 疊建具造作付

右者今般貴殿へ金九百貳拾円ヲ以テ売渡候事確實也此後貴殿ニ於テ自由ニ御処分被成候也

明治参拾参年五月廿三日

静岡市三番町八拾四番地

売主 井 戸 弘 一

同所八拾参番地

右後見人 中 沢 恒 吉

山 岡 昂 三 殿

七 米国民民事事件予審決定に対する山岡昂三意見書

予審決定ニ対スル卑見

自分等被告事件ニ対スル予審ノ決定ハ頗フル苛薄慘酷ノモノ、如シ且ツ事実ノ錯誤多ク強ヒテ犯罪ヲ誣ルガ如シ左ニ之ヲ弁論セン

第壹 予審決定書ニ錯誤多キ事

△壹 労働者ヲ米國ニ渡航セシメ「巨利ヲ博センコトヲ計畫シタリ」トアルモ曾テ米國ニ於テ実地ニ労働者ヲ使役シ居ルモ實際ハ本邦ノ労働者ヲ鐵道工事ニ紹介シタルノ初メナレハ動モスレハ損失ヲ来サントスルハ実事ナリトス然ルニ妄断ニモ巨利ヲ博セントスト云フハ妄ニアラスシテ何ソヤ

△貳 労働者ノ海外渡航ニ就キ其ノ員数ニ於テ制限アリトアルモ普通自由渡航者ニ制限アルヘキ筈ナク契約労働移民ナラサルモノニ此ノ制限アルヤ否ヲ知ラス

△參 自分カ「元静岡県自由党支部幹事ヲ勤メ同党ノ牛耳ヲ取り居ヲ幸ヒ」トアルモ自由党静岡支部ハ明治三十一年六月中解散シ爾來憲政黨静岡支部ト称セリ同支部ノ幹事タリシハ相違ナキモ静岡県支部ト云フ県ノ字ヲ附スルハ進歩党ニ限レリ静岡県自由党支部ナルモノナシ且ツ支部幹事ト海外渡航者ノ旅券下附

ト何等ノ關係ヲ有スルヤ杜撰且ツ奇怪ト云フヘキナリ

△四 弟音高ノ囑託ニヨリ同道静岡県庁ニ至リ折原参事官ニ面会シ同官ノ注意ニヨリテ天野警部長ニ面会シタリ然ルニ予審決定書ニヨレハ天野ヲ先ニシタルモノ、如ク後文取扱上ニ就キ旨諾ヲ表シタル処ニテハ天野ト折原ト同席然ラサルモ天野ニ於テ曩ニ旨諾シ後ニ折原ニ於テ承諾シタルモノ、如シ自分申立ノ事実ニ背反ス

△五 自分カ「当該官ヨリ旅券下附手續上便宜ヲ得タル旨ヲ内通シ」トアルモ折原ノ旨諾ヲ経タル後音高ハ間モナク神戸広島地方ニ向ツテ出張シ該地ニ出張所事務員等ヲ定メタルナリ主任ノ当事者自身ニ出張スルアルニ当リ何ノ必要アリテ自分ヨリ内通センヤ尚場所人名等ヲ知ラサル自分ヨリ内通ヲナス能ハサレハナリ

第貳 私文書偽造行使教唆ノ不実ナル事

△壹 自分ハ憲政黨静岡支部ノ幹事トシテ常務ヲ担当シ居ルヨリ三十二年下半年ヨリ三十三年三月退職ニ至ルマテノ繁忙ハ実ニ予想以外ナリトス一月以來農工銀行役員改撰会ニ回ノ競争教科書撰定会ノ運動ノ激甚ナル其上一月ノミニテモ党務ノ為メ党勢拡張ノ為メ県下各地ニ出張シ外泊スルコト十六日ノ多キニ達セリ故ニ静岡事務所ニアリテ事務ヲ視及ヒ渡航者ノ取扱ヲナス等ノ事ヲナシタル事ナシ又為スヘキノ地位ニ居ラサレハナリ

△次 労働者渡航ノ事ハ全ク弟音高ノ専務トスル処ニシテ只自分ハ明治三十二年十一月中片岡恒次郎遠藤為吉ノ頼嘱ニヨリ静岡県庁ニ至リ折原参事官ニ渡航者ノ証人二名ナルヲ一名ニ減スルコトヲ交渉シタル事ヲ継続シテ弟音高ニモ同様ノ特別取扱アラントラ懇請シ且音高ハ非戸主ナレハ自分ハ戸主ノ資格ヲ以テ渡航者全体ノ証人トシテ連署シ音高ノ資格ヲ正実ニシ兼テ実印ヲ新彫シテ下附ノ旅券等ヲ受取ルニ押用スルヲ承諾シタルニ止マルナリ

△参 転籍ノ事ヲ申含メ、出願領収等ノ手續ヲナサシメ、小林為次郎ニ募集ヲナサシメ、戸籍謄本ヲ郵送セシメ、犯人ノ名義ヲ濫用スヘキコトヲ教唆シ、云々トアルモ自分ニ於テハ一切是等ノ事ニ関係シタル事ナク又何人ニモ教唆ハ素ヨリ協議等ヲ受ケタルコト更ニナシ

第参 詐偽受免状ト謂フハ事実ニ反スル事

△老 米國ノ法律ニ於テ上陸ヲ禁止シアルハ「契約労働移民」ト云フモノナリ該移民ハ半奴隷トモ云フヘキ性質ノモノニシテ少クモ左ノ規定ヲ有スルヲ免レス

一労働ノ期間、一労働ノ場所、一労働ノ種類及目的、一労働ノ賃金、一労働ノ時間、一給与ノ期定、一服従ノ規定、

右ノ如キモノハ契約労働移民トシテ上陸ヲ禁止シアルナリ普通ナル労働者即チ契約移民ニ対スル自由渡航者ハ何時ニテモ差支

静岡県山岡昂三家旧蔵資料(寺崎)

ナク米國移民検査官ニ三十弗ノ携帶金ヲ示セハ上陸スルヲ得ルモノナリ外務省通商局編纂、通商彙纂第四百一十一号ニ(静岡県土族山岡音高ガ明治三十一年末ヨリシヤトル市ニ創設シタル東洋貿易会社ニテ本邦労働者ヲ鉄道工事ニ使用シ大ニ好評ヲ博シタリ此ノ事業ニシテ盛大ニ趣カハ東洋貿易ノ販路ハ大ニ擴張サル、ニ至ラン)云々(字句ハ記憶ノ儘ナレハ正確ヲ保セス)又タコマ領事館シヤトル分館主任成田五郎カ証明セシ証明文中ニモ日本労働者ナル字句アリ共ニ外務省ノ官吏ニシテ労働者ノ字句ヲ使用シテ憚カラス是レ米國ニ於テ普通労働者ノ上陸ヲ禁止シタルニアラスシテ半奴隷ナル契約移民ノ上陸ヲ禁シタルヲ見ルニ足ルヘシ

△次 労働渡航ノ目的ノモノヲ農工業研究ナリト詐称シテ旅券ヲ受ケタリト云フモ其ノ名称字句ノ如キハ自分ノ関係シタルモノニアラス去レト是ハ米國ヘ渡航スルモノ、一般ノ慣例ニシテ滿天下何人モ怪マサル公然ノ秘密ナリトス故ニ農工業ノ上ニ如何ナル文字ヲ附加スルモ旅券ニハ已ニ外務省ニ於テ「農業ノ為メ工業ノ為メ」ト判然印刷シアルモノナリ労働者トシテ移民会社ノ取扱ヲ経ルモノハ知ル処ニアラス

△参 凡ソ詐偽ナルモノハ人ノ不用意ナル靈ヲ見テ其ヘ慾ヲ逞セントスルモノナルハ普通一般ノ視且知ル処ナリ然ルニ本件ノ如キハ当市ノ二新聞ニ巨大ノ広告ヲナシ静岡新報紙上ニハ三回ニ渉ル長文ノ記事ヲ掲ケ主意書ヲ印刷シテ四方ニ配布シ大衛公

衛ニ大看板ヲ掲ケテ公然事務ヲ取り官轄庁ノ参事及警部長ニ公然交渉シテ労働者ヲ米国ニ渡航セシムルコトヲ発表シタリ此一点ヲ以テシテモ詐偽ナル罪跡ヲ構成シ居ラサルハ炳焉トシテ火ヲ睹ルヨリ明ナリ且ツ又昨年二月ヨリ五月末マテニ農工商業等ノ旅券ニヨリテ米国太平洋沿岸ノ地へ上陸シタル労働者二万七八千以上三万余ニ上リ居レリ此ノ多数ノ労働者豈ニ尺ク詐偽受免状ナリトシテ所罰ヲ受クルモノナランヤ

以上列挙シタルモノ以外ニ尚ホ詳論スヘキモノナキニアラスト雖モ要スルニ自分ニ対スル私文書偽造行使教唆事件ハ決シテ事実ニ於テ其ノ証跡ナキノミナラス情ニ於テモ毫モ知リ居ラサル処ナリ又詐偽受免状ノ如キハ予審決定ノ事実錯誤ニ隔リ居ルモノナレハ自分ニ対シテハ毫モ犯罪ヲ構成シ居ラサルモノト思考シテ余リアルヲ信ス且自分以外ノモノニ於テハ本件取扱上多少不完全ナルモノアルヘキモ要スルニ出願者ナル本人ノ意思ヲ充タスノ急ナルヨリ生シタルモノニシテ決シテ悪意ヲ以テ他人ヲ阻害シ併セテ自己ノ私慾ヲ充タサントシタルモノニアラサレハ情ニ於テ大ニ憫了スヘキモノナルヘント信ス

八 山岡昂三婚姻届

婚姻届

静岡県静岡市参番町八拾六番地

戸主士族無職業

夫

山岡昂三

安政参年八月拾六日生

右父亡

山岡景連

右母無職業

のぶ

静岡県静岡市西草深町九拾番地

戸主官吏齊藤正富妹士族無職業

妻

すゑ

明治拾七年拾月式拾日生

右父無職業

齊藤栄蔵

右母無職業

まち

静岡市六番町八番地指物職

右証人 村上久蔵

右婚姻届出候也

右

明治参拾八年九月式拾式日

山岡昂三 印

齊藤すゑ 印

右証人

村上久蔵 印

右婚姻届出ニ同意ス

右齊藤すゑ

父 齊藤 栄蔵

母 まち

戸主 齊藤 正富 ㊟

静岡県静岡市籍吏長 長島 弘裕 殿

九 山岡昂三履歴書

明治廿四年中静岡市ニ於テ発刊シタル静岡日報ノ記者トシテ廿五年六月迄従事ス

明治廿五年十一月ヨリ沼津町ニ発刊シタル岳南日報ノ主筆記者タリ

同廿六年二月ヨリ静岡ニ於テ発刊シタル不二新報ノ主筆記者トナル

同廿七年七月ヨリ静岡新報ノ主筆記者トナリ同三十年七月兼テ(三十二年六月)憲政党静岡支部ノ幹事タリ

明治三十九年十一月静岡市ニ於テ発刊シタル静岡公報ノ主筆記者タリ(四)

明治三十年中大阪ナル中央生命保険会社ノ囑託ヲ受ケ県下各地ニ遊説ス

明治四十五年九月東洋生命保険会社ノ名誉賛助員トナリ募集ニ

静岡県山岡昂三家旧蔵資料(寺崎)

従事シ月額報酬三十円ヲ受ク明大正二年八月拝辞

大正三年ヨリ大正六年迄著述ニ□シ静岡県政党史ノ編纂ヲナシタリ従事シタリ

右之通ニ御座候也

十 日露戦役軍資献納につき、銀杯一個下賜 (山岡音高宛)

静岡県静岡市三番町

山岡 音高

明治三十七八年戦役ノ際報国ノ旨意ヲ以テ軍資ノ内へ金五百五円余献納候段奇特ニ候条其賞トシテ銀杯壹箇下賜従事

明治三十九年二月五日

賞勲局総裁從二位勲一等子爵 大給 恒 ㊟

十一 静岡県政党史(抄)

第七章 政党勃興時代の駿・豆・遠(上)

岳南自由党の起原及び勢力

崛起冲天一万三千尺千秋不磨の白雪を戴き神州の儀表として東海の天地に蟠踞し田子浦の白沙三保州の青松天下の偉觀を双眸

の間に収め秀麗皎潔の気凝って以て岳南百五十万の人士となる此の山水秀麗の天地に対して豈に偉大雄壯の洪拳なくして止むべけんや山紫水明人氣頗ふる温静なる吾か静岡県人士にして蹶然起って岳南自由党の組織を見るに至る晴天の霹靂か空谷の梵音か世人は恐らく之れに対して真実なるべきかを疑ふなるべし若かも其の勢力は陰雲四塞天地迷濛雨か霧か漠々晦冥の裏に紫電一閃轟々段々天地為めに壊裂し万象尽く閉息す吁嗟何等の豪快ぞや請ふ其の起原を略叙せんかな

明治十四年十月十四日市在豊田村古庄の人にして博く漢籍を修め詩文に巧に傍ら当世の事務に通じ曾て官吏となる当時代言人の職に在り県會議員其の他の公職を奉したる地方の名望家頼古前島豊太郎独力資産を擲って市内両替町四丁目に東海晔鐘新報を創立し先輩板垣外有志の指導を受け自由党の機関として自由主義の鼓吹に勉め土居光華を主筆とし荒川高俊を客員として東海三州の中心たる静岡に始めて自由主義の獅子吼を唱道し中央より末広重恭・新井章吾・□□□□等の同主義者屢次静岡に来りて応援をなせしより爰に初めて岳南自由党の結成を見るに至り駿東郡の永井嘉六郎、湯山柳雄、富士郡の伊達文三、池谷繁太郎、影山秀樹、古郡米作等人々卒先之れに加盟し各郡知名の士は靡然として之れか黨員となり其の数千数百名に達したり岳南自由党の勢力突如として天馬行空の有様を以て崛起したるよ

り遠州の同主義者如何んぞ黙して止むべけん浜松の沢田寧、同一朗、鈴木貫之、三浦義礼、矢島喜作、河合一郎、山本伊吉の諸氏卒先して自由の大義を唱道し爰に遠陽自由党を組織し盛んに各地に遊説して同主義者の翕合に尽瘁し岳南自由党と両々相ひ俟って覇を県下三州の天地に唱ふるに至れり当時中央の自由党先輩にして全国的政社団結の消長を論評して土佐の立志社に垂ぐものは独り岳南自由党あるのみとの贅辞を呈したり以て吾が岳南自由党の当時の勢力を推知するに足るべきなり豈に爽快の極に非ずとせんや

天下の大勢は滔々として自由改進の両党に向って傾注し来り就中平民的博愛平等の旗幟を飄かへせる自由党は其の猛烈なる勢力恰かも燎原の火の如く殆んど天下を席卷せんとするの概あり板垣総理の過ぐる処簞食壺漿して歓迎せざるものなく自由の大旆は到る処民心を風靡せざるはなし即ち板垣は東北各地を巡遊し到る処に自由の大義を扶植し各県下を風靡したる余勢を駆りて更らに東海各州に発軔し十五年三月富士郡吉原町の吉原病院に於て演説会懇親会を開き翌日静岡市寺町なる感応寺に演説懇親会を開き漸次西行し名古屋を経て同年四月六日岐阜市金華山下なる神道中教院内に開催せる演説会に臨席し自由主義の大義より憲法政治の運用に及ぼし多時間の演説をなして単独にて中教院を出んとするに当り突如として相原尚斐なるもの七首を手

にし国賊と叫んで板垣の胸部を二ヶ所刺せり板垣は刀を奪はんと争ふ際又た右手に傷を負ふ内藤魯一電奔し来りて相原を捕へて之れを仰向に倒したり板垣は刺客相原を俯瞰して叫んで曰く『板垣は死すとも自由は亡びず』との警語を発したりと云ふ此兇報四方に喧伝せしより全国の同主義者は尽く其の代表者を岐阜に赴かしめ甚だしきに至りては義兵を挙げて之れか□難的行動を試んとするものあるに至れり岳南自由党は直ちに前島格太郎卷本角太郎曾田愛三郎等の特派して親しく岐阜に板垣慰問なさしめたり

初め相原尚髮は小学校に教員たりしか深く東京日々新聞を耽読し尚ほ同主義者の煽動する処となり板垣の主張する自由主義なるものは国体を破壊するものなりと誤信し一意国家の爲めに国賊を除かんとするの短見に出たりとの事を裁判所にて供述したりしとは謂へ此の背後には恐らく謂ふに忍びざる隱微の事柄の埋伏し居るものなりとは当時自由党以外の人士よりも半公然的に発表せられたる事実にてありしなり如何に福地の筆か東京日々新聞に現はれて衆人を魅するの靈妙の域に達したるかは知らざるも相原か親戚故郷に遺書を贈りて決心を示す迄の行動に出してしめたるは恐らくは其の背後に間直接に此の決心を促がさしめたるの原動力なかるべからず政府者及其の与党の陋劣卑屈なる所の一事に徴しても総ての上の手段方法の怯且つ陋にして若

かも陰險猛獯なりしの一端を窺ひ知るに足るべきなり宜なり慷慨激越の黨員をして武力に訴へて之れが報復を計らんと迄激昂奮慨せしめたるに至りし事を示来全国の黨員は悲喜疑惧の間に彷徨し居りしも幸にして板垣の負傷は日を経て全癒したり去れとも数十万黨員の胸裏に鬱結する怨恨は板垣の創痍の如く快癒せず深甚ん政府者及び其の与党に対して終生拭ふべからざる憤慢を残す事とはなりぬ

明治十五年五月大坂に全国酒造業者減税大会を開き植木枝盛等之れを主宰し本県よりは富士郡の古郡米作代表者として出席し請願書を元老院に提出したり政府は自由黨員の実業者と結托し及び各地に□□して種々なる方面に活動するを恐れ十五年六月更らに集会条例を改正し集会、演説等に対し絶対^(トヤマ)に痛苦を与へ政社に支社を禁し且つ各社間の文書の往来^(トヤマ)も禁じ頗ぶる煩瑣苛酷の法文を設け政党撲滅を以て唯一の目的となしたる事柄然として明なりしなり

十五年六月廿五日自由党本部にて其の機関として自由新聞を發刊し全国黨員の間に氣脈貫通の具に供する事となせり当時板垣は後藤象次郎と共に欧州漫遊の途に上らんとするの計画あり熱心愛党の人士は大に之れに反対を表したるのみならず改進黨の機関新聞横浜毎日新聞は板垣の洋行費は政府より出たりと第一中傷の矢を發つて攻撃挑戦を試みたる等の事より遂に大隈が三

菱会社と結托して其の暴富を致さしめたと三菱会社営業上の横暴なる点とを攻撃し偽党撲滅の大々の演説を全国各地に開催し我か静岡の如きも城山静一、西村玄道、小室信助、^(介)山川善太郎、細川瀧等を初めとして多数中央より派遣し来り静岡の小川座□□浜松江尻下田其の他にて偽党撲滅の大々の喊声を挙げたる事少なからず是れ一に改進黨より挑戦を試みたる板垣洋行旅費の出所を攻撃せし返報なりとは謂へ其の実は政府中の或る者より大隈対三菱攻撃材料を提供されたるより喜んで其の醜聞係を摘発したるなれ去れど誰れか知らんや政府は漁者の利を獲んが為めに鵝蚌の争を使嗾せしめしならんとは改進黨毫も得る処なく自由党徒らに怒号熱狂して其の攻撃に全力を尽したるも唯に古沢滋輩をして政府に買取されたるに過ぎず三菱会社は多少の痛苦を感じ草々に共同運輸会社の創立せられし為め少なからざる創痍を受けたりと雖も最後に郵船会社の創立に際して損益相ひ償ふに至り自由改進黨共に内部の弱点を示したる以外政府者として此の間枕を高ふして政党撲滅の秘策を講ずるの余地を与へたるに過ぎざりしなり

政府に於ける政党撲滅策は終に各地方に波及し峻酷なる手段によつて検挙さるゝもの益す多きを加えたり就中鬼県令を以て目せられたる福島県令三島通庸か不急の土木を興して県民の与論を無視し帝政党を使嗾して自由黨員に迫害を加へ遂に河野広

中、田母野秀顕以下五十余人を拘引し拷問苛責到らざるなく果ては積雪中に佇立せしめて頭部より冷水を注射し飲食を与へざる等惨酷不当の妄状を極め終に敗紙を拾取して陰謀罪に問ひ東京高等法院に移し河野以下七名七年以下の輕禁獄に処せられたり当時司法権の独立せずして行政官の鼻息を伺ひ刑罰を私せしを憤慨するもの甚だ少しとせざりしなり

十五年七月廿三日朝鮮京城に於て乱民暴発して我公使館を襲撃し公使花房義質を逐ひ館員等を殺傷す公使仁川に逃れ又た暴民の襲撃に逢ひ終に英船に救はれ長崎に帰省す吾か政府海陸兵小許を送りて更らに花房をして国王に談判せしめ些少の償金と謝罪使派遣の事を約して同事件の落着を告げは天下の志士等政府の外交軟を憤激し頗ふる不平を抱きたりと云ふ渺たる瀕死の老半島国に対し我か国旗を辱しめ公使に危害を加ふ斷乎膺懲の典を挙ぐるなく徒らに事勿れ主義なる慣用の對外軟に終る志士の憤激する決して故なきにならざるなり去れど政府としては内に政党を撲滅するに急にして力を外に致し国威を海外に發揮するの勇氣と決心とを有せず朝鮮半島を併合する好機会を逸し去る深歎亡甚の極と謂はざるべけんや

是より曩政府者は岳南三州の地自由の大義を唱道し之れに賛同するもの日一日よりも多く三州の三地に自由主義の汪洋澎湃たるを深憂となし如何にしても其の巢窟を衝き主領と目さるゝも

のを構陷する事に腐心し居る際前島豊太郎は静岡寺町の小川座（今の若竹座）に於て土居、荒川等と政談演説会を開き老子の言を引き来りて「国を取るものは王物を取るものは賊」云々と謂ふに至り臨監の警部香取新之助は之れに中止解散を命し深夜に攪眠社に到りて前島を拘引し歴代の皇室を侮辱したるものなれば不敬罪なりとして起訴したり后荒川高俊も亦罪人曲庇不敬罪として同様に起訴せられ数回審問の結果前島を禁獄三年罰金九百円に荒川を同様三年罰金貳百円に処罰したり控訴上告皆棄却せられて第一審の判決に帰し賤機山下鬼哭啾々として快燐夜半に青き井の宮監獄署の鉄窓裏に三葛裏を送迎する事となれり元来香取新之助は茨木^(たけ)県出身にして短身瘦軀の人なれども頗ぶる精神の称あり演説会に臨監する毎に必らず中止解散を命ぜざれば止まざるの有様にて其の為す処往々常規を逸するもの少しとせず曾て中央より派遣されたる弁士末広重恭か開口一番予か自由の真意義を説くに当ては馬鹿な官吏などに解かるものにあらずと謂ふや否や励声叱咤会主を喚んで中心解散を命じぬ末広壇を去るに臨み官吏にも馬鹿は沢山あるものをと歎声を洩らしぬ聴衆喧囂香取の暴圧を攻撃して容易に退散せず彼れ傲然剣を按し眼を□らして一同を拘引すると威嚇し繆かに解散せしめたり後各県に警部長の任命あるに際し政党迫害の功により儕輩を凌駕し擢でられて本県最初の警部長に任ぜられたり後検事となり各

静岡県山岡昂三家旧蔵資料（寺崎）

所に転任し根室に於て瀆職罪の嫌疑を受け□□□□を恐れ遁逃して行く処を知らず或ひは水死せりと謂ひ又は露領に潜伏せりとの風話もありしが其の終る処を知るもの更になかりしと云ふ

岳南自由党は其の領袖らも視るべき前島、荒川の二人不測の極刑に陥られたりと雖も黨員の結束は愈よ堅固となり駿豆二州殆んど足跡の印せざるものなく天城の天嶮を踏破し富士の曠野を横断し到る処に自由の大義を唱道し博愛平等の本義を披瀝し只管地方に於て牢午抜くべからざるの地盤を造り出す事に尽瘁し熱心東西に奔走し殆んど寢食を安んぜざる有様にてなりしなり

赤井景昭^(昭)は越後頸城郡の人夙に自由主義を唱道し山際七司、鈴木昌司、八木原繁社等の人々に倚つて熱心同主義者の訓練に勉たり一日政府転覆の陰謀を為すと密告するものあり八木原、鈴木、山際等と共に拘禁せらる去れど毫も証左の憑るべきものなし家宅搜索の結果廢紙中より天誅組織の趣意書なるものを発見し遂に赤井を東京高等法院に送り強ひて高官を殺戮せんとする予備なりと断定し重禁獄九年の刑を宣し石川島の監獄に囚禁さる十七年三月松田某を協りて破獄逃走し山梨県に入り僧となり後本県下に入り静岡に居る十数日後志太郎青嶋村なる清水綱義方に潜伏し浜松に赴かんとして大井川橋上に至る捕吏橋の前後を扼して遂に之れを捕へ後東京にて絞首台の露と消たりと云

ふ或る人赤井を吊せるの詩あり左に録せん

鉄石剛腸斗大胆。雄心落々圧京城。不当博浪初一撃。大井

川頭空月明。

是れ実に明治十七年九月十日なりとす一説に清水等亦た政府転覆の素志を抱蔵せるより赤井を雋りて県当局の信用を博し自己の爲めにする処ありて赤井の西行を密告したりとの説あるも赤井、清水共に黄泉下の人となり俄かに其の真偽を判知するに苦むとは謂へ当時専ら其の説を流布するもの多かりし故に暫らく疑を存して其の概要を略叙する事とはなせり

静岡県会議員等によつて組織せられたる静岡県改進黨なるものは更らに形骸(マヤ)おも止めず煙散霧消し磯辺、平山等も或は故人となりたるより全く消熄し尽したるか如く且つ初めより中央改進黨との脈絡ありしものに非りしか猪勇的自由主義者の跋扈を快とせざる温和主義者なる丸尾文六、板倉甫十郎、井上彦左衛門、寺田彦太郎、河合重蔵、川島瀧蔵等の人々は更らに中央なる改進黨の主義に翼賛し同党の策士岡山兼吉か本県の出身なりしより佐野、城東、榛原、安倍、磐田等を根拠地として静岡重新々聞社に抛り大に県下に羽翼を振ふ事となり之れと同時に山田一郎、坂井□之助、斉藤和太郎、近藤壮吉の人々相ひ前後して静岡に來り更らに静岡新聞を改題して大務新聞と号し尾崎行雄、高田早苗等の応援の下に之れを機関として演説に懇親会に

頻りに地方人士の結合に勉め文学士山田一郎の名は一時県下の政界を風靡するの概ありし故に県下の青年輩にして山田の風年と學歷とに心酔し俄かに之れか下風に立たん事を切望し改進黨に加盟するもの日一日よりも多く県下に同党の根莠を確立したるは実に此の時にありとす加之自由党にては十七年四月に群馬秩父の暴動、同年九月に加波山の陰謀爆発し自由党を目して粗暴過激なりと攻撃せし改進黨は終に自由党を目して社会の秩序を紊乱する乱暴狼籍の革命的目的を有する危険人物(マヤ)の集合なりと評せり当時事毎に政府の圧迫を受け何事(マヤ)も論ず事能はず激昂の極少壮客氣の輩にして不平を武力に訴へんとするは蓋し勢の然らしむる処にして政府の挑発的に激励せしめたるの結果と謂はざるべからず此の間に処して改進黨は巧みに温和的改革の方針に依ると云ふに実の下に地方人の籠絡に勉めたれば其の奏効は頗ぶる顯著にして且つ大なる勞力と計画とを贅せずして大勢力を養成するに至りしなり

群馬、秩父事件、加波山事件、星入獄事件等自由党の被むる処の打撃は一再にして止まず且つ政府の政党撲滅方針は愈よ出で(マヤ)愈よ苛酷となり殆んど停止する処を知らず遂には信書の秘密(マヤ)おも維持するに至らざるの形勢となり此の上何時如何なる爆発を見るやも計られず板垣後藤等は欧州より帰朝せしとは謂へ策の施すべき処なく危険時(マヤ)々刻々に迫るの形勢なりしかば十七年

十月廿九日大坂に大会を開きて自由党を解体し以心伝心暗黙の間に志士の意思を通ずる事として法律上より受らる制裁の外に超然たる態度に出ずる事とし熱涙を振って四方に散乱せり改進黨も亦た政府の圧迫に堪へず領袖中解党を主張せしものありしも島田、尾崎、沼間等の有力者間に之れに反対するものありしより議論二派に分れ十二月十七日を以て大隈、河野の二人終に脱党を宣するに至れり政府の政党撲滅策爰に纔かに効を奏するに至りしが尺□の屈する素と伸んが為なり後來能く此の形勢を持續し得るや否や

十七年十二月に至りて飯田事件の陰謀暴露して村松愛蔵、八木重治、白井菊也、川澄徳次等の所罰(マヤ)さるゝあり其の十月には名古屋事件暴露して久野幸太郎、奥宮健之、塚原久輪吉等の所罰を被むるあり十八年十一月には朝鮮陰謀事件なる大井憲太郎、小林樟雄、新井章吾等の大獄あり年を踰へ月を重ね審問弁論九十四回に達せる大事件なりしが二回の上告の後棄却となり重徴(懲)役九年以下の刑に所せられたり

十九年六月三日には静岡を根拠とせし静岡事件の陰謀暴露するに至れり之より曩岳南自由党は中央なる自由党の解党と共に其の団体を解放したりと雖とも少荘有志家中鈴木音高(現時山岡)、藪重雄、湊省太郎、鈴木辰三、宮本鏡太郎、清水綱義等遠陽自由党の中野次郎三郎、山田八十太郎等と協り尚ほ茨木、栃木、

静岡県山岡昂三家旧蔵資料(寺崎)

宮城、秋田、愛知等の各県の有志に氣脈を通じ一斉に動乱を起して政府の転覆を計り仙台鎮台を奪ふて之れを根拠地とせん企画なりしも各地の有志は其の地方々々にて個々別々の運動をなすのみならず総ての上に於て氣脈の通ずる無き点より往々にして失敗に終りたる事多かりしかば今は最初の目的なる挙兵の事を断念し当路の大官を暗殺し尽して政府改選の目的を貫徹せんとしたりしに適ま箱根離宮の竣成式あり在京の大官尽く之れに臨席すると聞き天嶮の地を利用して一挙に之れを殺戮せんと計画頗ぶる勉めたるも遂に挙式の典を廃せられたるより止むなく一時鋒芒を収めて各所に散在し只管時機の熟するを待ち居りしに十九年六月に至りて忽ち露頭して数十名の拘禁者を見るに至れり其の露頭の経路を探尋するに初め政府の間諜にして巧みに自由党の熱心家の如く仮装せし小勝俊吉なるもの星の本県に来るに随行して十六年頃より県下各地に往来せしより皆な同人を熱心家と信じて事の秘密を告げたるに誰か計らん例の慣用手段なる間諜にてありしかば彼は直ちに警視庁に密告して事の爰に至りしなりと謂ふ初め鈴木は中野と計り同志中変心者を生ずるを恐れ同志者をして強盜罪を犯さしめ尽く逃避する能はざるものとして之れを結束せしが一の間諜に欺かれて中途にして挫折するに至れり翌二十年七月十三日東京重罪裁判所は強盜罪を以て論し有期徒刑十五年より重禁錮一年六月迄の刑の宣告をなし

重罪者は皆な北海道の空知集治監に収監せられ十余年の星霜を経て明治三十年七月廿一日特赦復権の上名古屋事件の奥宮健之、久野幸太郎等と共に出獄したりと雖とも清水、湊、上原の三氏は獄中に病没して此の恩典に浴する能はざりき

自由党は中央本部の解党に次ぐに岳南自由党の解党となりたるのみならず各地方に屢は陰謀の暴露さるありて今又た眼前に静岡事件なる不穩の陰謀露顕せしより打撃蹉躓を来す事鮮なからず且つ地方に於ける穩健なる人士は或ひは事の係累を及す処なきかを恐れ稠人広坐の中に於て我は自由党员なり博愛平等は我等か主義なりと放談高唱せしものも閉息蟄伏して黙々人後に立つの形勢となりしかは改進黨の人士は時々然得たれと得意に長広舌を振ひ党员の結合を計り傍は新聞紙を利用して当時東海道鉄道線路布設（敷）の時期にて各地方とも我田引鉄（トイア）の運動旺盛となりしを機会とし頻りに之れが運動に勉め政党拡張の具に鉄道線路の遠近を利用し大に民心を収攬する事に熱中せしかば遂に吾か静岡県をして期せずして改進黨最優等最有力の地盤たらしめたるなり岳南自由党にして不撓不屈其の発展を継続し少壯慄悍の輩陰謀の企画をなさざりしならば未だ俄かに吾か県下三州の地をして改進黨のみの専恣横行に任すべきものにならざりしなり

〔追記〕 本資料を紹介するにあたっては、藤安秀代女史より格段のご厚意とご配慮を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。なお、本資料は、「中日新聞」・昭和五十九年六月六日付が伝えているように、近日中に、山岡家と縁の深い静岡県の県立中央図書館に寄贈される予定である。

（昭和五十九年六月十日）